

令和5年度 東京都地域福祉支援計画推進委員会 第1回専門部会(中間見直し部会)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和5年10月11日(水)午後5時03分から
- 2 開催場所 都庁第二本庁舎10階204会議室 オンライン併用開催
- 3 出席者 【委員】
小林部会長、鎗木委員、熊田委員、新保委員、室田委員、浦田委員、
枝村委員、内藤委員、森委員、大串委員、山崎委員
(以上11名)
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 部会委員紹介
 - 3 部会長の選任
 - 4 都の施策説明(都におけるデジタルデバйд対策の取組について)
 - 5 都の施策説明(主な若者支援施策について)
 - 6 講演(実証研究から見える若者の苦悩とその社会的背景について)
公益財団法人 東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター
西田淳志センター長
 - 7 意見交換
 - 8 閉会

○畑中生活福祉部企画課長 それでは、お待たせいたしました。お時間となりましたので、ただいまから令和5年度東京都地域福祉支援計画推進委員会専門部会の第1回中間見直し部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、事務局の福祉局生活福祉部企画課長をしております畑中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この部会では、東京都地域福祉支援計画の中間見直しを行うに当たりまして、地域福祉の推進に係る課題及び区市町村に対する支援策等の検討を行います。

なお、開催につきましては、今回を含めまして合計3回を予定しておりまして、いずれもオンラインによる開催を予定しております。

今回は1回目の専門部会となりますので、部会長選任までの間は私のほうで議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、お送りした資料につきまして確認をさせていただきます。会議次第がございまして、資料として配付資料、次第の下のほうにございますが、資料の1、東京

都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱、資料２、東京都地域福祉支援計画推進委員会専門部会委員名簿及び幹事名簿、資料３としまして都におけるデジタルデバйд対策の取組について、資料４、主な若者支援施策について、資料５、実証研究から見える若者の苦悩とその社会的背景についてでございます。以上、資料の不足等はないでしょうか。

次に、会議の公開についてご説明いたします。この部会につきましては、設置要綱第１２条の規定によりまして公開となっております。本日は傍聴の方もいらっしやいまして、部会委員、幹事の皆様と同様にオンラインにて参加いただいております。また、この部会の議事録につきましては、東京都のホームページにて公開する予定となっております。

続きまして、Web会議システムでの発言方法についてご案内いたします。オンライン参加の方につきましては、マイクのミュートを解除し、ご所属とお名前をお知らせいただいた後、ご発言いただきたいと思います。ご発言が終わりましたら、再度、マイクをミュートにしてください。接続状況を考慮してカメラをオフにしている場合につきましては、チャットを利用してお知らせいただければと思います。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退室して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

また、先ほどご案内いたしましたとおり、この部会の議事録につきましては東京都のホームページにて公開いたしますが、会議中の録画、録音につきましてはご遠慮いただければと思います。

続きまして、部会委員のご紹介でございますが、資料２の部会委員名簿をもって代えさせていただきます。

なお、この部会では、東京都地域福祉支援計画推進委員会の各委員に引き続きご出席いただいておりますが、武蔵野大学教授の熊田博喜先生に新たに部会委員として加わっていただくことになりました。

つきましては、熊田委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

○熊田委員 武蔵野大学の熊田と申します。

今回は、地域福祉支援計画の専門部会のほうに入らせていただきました。いろいろ分からないこともありますけれども、お力添えさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○畑中生活福祉部企画課長 ありがとうございます。

また、本委員会には設置要綱第１１条の規定によりまして幹事を指名しております。資料２の２枚目の幹事名簿をもって紹介に代えさせていただきたいと思います。

次に、部会長の選任でございます。設置要綱第９条第１項によりまして、部会長は部会の委員の互選により決定することとなっております。委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○森委員 よろしいでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 はい、お願いします。

○森委員 本委員会の委員長を小林良二先生にお願いしておりますので、こちらの専門部会のほうも小林先生にお願いしたらいかがでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 ありがとうございます。ほかに、ご意見はございますでしょうか。ないようでしたら、小林委員、ご承諾いただけますでしょうか。

○小林委員 はい、どうぞよろしくお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 それでは、以降の議事進行につきましては、小林部会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林部会長 それでは、これ以降は私が議事を進めさせていただきます。

事務局にご用意いただいた本日のテーマは二つありまして、一つはデジタル技術の活用、2番目は若者への支援です。今回は、ゲストスピーカーとして公益財団法人東京都医学総合研究所社会健康医学研究センターの西田淳志センター長にご出席いただいております。後ほど、ご紹介させていただきます。

では、まず初めに都におけるデジタルデバйд対策の取組についてお話をいただきます。ご説明いただくのはデジタルサービス局デジタルサービス推進部事業推進担当課長、宮谷航平課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 ただいまご紹介にあずかりました、デジタルサービス局デジタルサービス推進部事業推進担当課長をしております、宮谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、都におけるデジタルデバйд対策の取組ということでご説明させていただきます。資料のほうを投影させていただきます。

本日は都におけるデジタルデバйд対策の取組についてということで、我々デジタルサービス局というところになりますが、こちらにおける取組をご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。では、次のページ、よろしくお願いいたします。

本日の内容となりますが、まず初めに都におけるデジタルデバйд対策の取組の根拠となる東京デジタルファースト条例及び推進計画についてご説明いたします。次に、都におけるデジタルデバйд対策の取組ということで、具体的な取組を5点ご紹介させていただきます。次のページ、よろしくお願いいたします。

まず、都におけるデジタルデバйд対策の根拠となる東京デジタルファースト条例についてご説明いたします。東京デジタルファースト条例は、行政手続のデジタル化を強力に推し進めるための梃子として、従来の東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、いわゆるオンライン通則条例と呼ばれるものがありまして、こちらを抜本的に改正し東京デジタルファースト条例として制定したものとなっております。

この条例の第12条の中に、都のデジタルデバйд対策に係る内容が規定されております。具体的には下の線にあるとおりですけれども、情報通信技術の利用のための能力または知識、経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策というものと、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策、

そして、その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約、その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力または利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならないというふうにされております。

また、条例に基づいて新設されました東京デジタルファースト推進計画というものがございまして、こちらにおいてもデジタルデバイド対策に係る内容が記載されております。推進計画では、多角的な視点でデジタルデバイドの是正に取り組んでいく必要があるというふうに記載しております。

なお、推進計画上はデジタルデバイドとはインターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこととしておりますが、同計画の中でモバイルファーストでのサービス提供というものを掲げておりますことから、スマートフォンに係る施策を実施しております。次のページをお願いいたします。

次に、都におけるデジタルデバイド対策の取組についてご説明いたします。令和5年度現在、都において実施をしているデジタルデバイド対策の取組は以下の5点となっております。

一つ目が高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業というものでございます。こちらは、デジタル機器に不慣れな高齢者の方がスマートフォンを利用することができるよう推進する取組となっております。

二つ目が障害者向けスマートフォン利用普及啓発事業ということで、こちらはデジタル機器に不慣れな障害者の方がスマートフォンを利用することができるように推進する取組となっております。

三つ目が高齢者のQOL向上のためのデジタル活用支援というものでございます。こちらは令和5年度から始まった新規事業となっておりますが、高齢者の社会参画の促進及びQOL、すなわち生活の質の向上を目指し、常設のスマートフォン相談会場を設置するとともに、高齢者に身近な場でスマートフォンの利用に関する相談及び交流ができる環境を整備する取組となっております。

四つ目が高齢者・障害者等情報格差是正モデル事業でございます。こちらは、都内区市町村と協力いたしまして、地域コミュニティ等におけるデジタルデバイド対策を支援する取組となっております。

五つ目がTOKYOスマホサポーター制度です。こちらは、日頃からスマートフォンを使い、その便利さを知る方がデジタルに不慣れな方に寄り添い、スマートフォンに関する困り事の解決に一緒になって取り組むことで、身近な地域での支え合いにつなげる取組となっております。先ほどお伝えした相談、助言その他の援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策に当たるものになります。

次から、それぞれの施策について具体的な内容をご説明させていただきたいと思えます。次、お願いいたします。

まず、高齢者向けのスマートフォン利用普及啓発事業についてでございます。本事業

は、区市町村をはじめ町会、自治会や都営住宅等と連携いたしまして、主にスマホを持たない高齢者等にその使い方などを教えるスマホ体験会というものと、スマホを使用する中で発生する日常の困り事に応じるスマホ相談会というものを実施する事業となっており、

体験会の事業スキームは以下のとおりとなっておりまして、まず、体験会の開催を希望する区市町村等から会場をご提供いただきまして、区報等で広報をしていただきます。その後、高齢者の方は都のデジタルサービス局のほうにお申し込みいただきまして、都デジタルサービス局から講師を派遣し、そこにご参加をいただくというものとなっております。

こちらの事業ですが、令和3年度から実施をしております、令和4年度までに約2万1,000人の方にご参加をいただいたところでございます。今年度は、約2万2,000人の方にご参加いただくということを計画しているところでございます。次のページをお願いいたします。

こちら、今の事業内容を詳細に記載したものととなりますが、まずスマートフォン体験会については、スマートフォンをお使いでない方や操作に不慣れな方に対して、楽しみながらスマートフォンや各種アプリの活用を体験し学ぶことができる教室形式の体験会となっております。

1回コースと4回コースというのがございまして、4回コースのほうでは、復習等も含めまして反復学習をすることで、基礎的な内容から応用編までを学習することができる、そういったコースとなっております。

なお、体験会にご参加いただいた方の中でスマートフォンをお持ちでない方に対しては、3にありますとおり、試用スマートフォンの貸出しというものも行っておりまして、こちらのほうで体験会を終えた後も実際にスマートフォンを触っていただく機会というものも設けているところでございます。

次に、2のスマートフォン相談会についてですが、こちらはスマホの使い方や操作方法に関する疑問や不安の解消のため、マンツーマンの相談会を開催するものとなっております。こちらは体験会とは異なりまして、申込みをすることなく予約不要で参加することができるものとなっております。次、お願いいたします。

次に、こちら障害者向けスマートフォン利用普及啓発事業についてでございます。本事業につきましては、先ほどの高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業と同様、障害者向けのスマートフォン体験会を開催するとともに、一定の期間のスマートフォンの試用及びサポートを行うことで、障害者のスマートフォンの活用を後押しするというものでございます。

スキームは先ほどの高齢者向けのものと同じでして、各区市町村様のほうに会場をご提供いただき、区報などで広報していただくと。それを見て申込みをしていただき講師を派遣、そして視覚障害者、聴覚障害者の方にご参加をいただく、そういったスキームのもの

となっております。次、お願いいたします。

次に詳細な事業内容になりますが、こちらは視覚障害者向けのスマートフォン体験会というものと聴覚障害者向けのスマートフォン体験会というものを実施してございます。

まず、視覚障害者向けのスマートフォン体験会でございますが、こちらは1回当たり定員を4名としております。これは、体験会中に、iPhoneのSiriという機能など、音声認識機能やアプリ等を使用することから、参加者同士の声が重ならないようにこの人数にしております。また、コースのほうは1コース当たり4回としておりまして、講師のほかアシスタントが1対1でつくものとなっております。

内容といたしましては、基本的な操作はもちろんのこと、視覚障害者の方向けの便利なアプリというものを紹介するものとなっております。教材につきましても、こちらは障害の程度、全盲、弱視に応じて作成をしておりまして、事前に音声データ等を作成し送付をしております。

次に聴覚障害者向けのスマートフォン体験会になりますが、こちらは1回当たりの定員は10名となっております。回数は1コース当たり2回としておりまして、視覚障害者の方同様、講師のほかアシスタントが1対1でつく形となっております、プラス要約筆記の方もしくは手話通訳者の方がつくこととしております。内容としましては、基本操作と聴覚障害者向けの便利なアプリのご紹介という形になっております。

なお、これらの体験会にご参加いただいた方のうち、高齢者の方同様、スマホをお持ちでない方につきましては、試用スマホの貸出しを行っております。次、お願いいたします。

次に、高齢者のQOL向上のためのデジタル活用支援事業についてでございます。こちらは、常設の相談会会場、スマホの相談を通じた交流の場を設けるという事業となっております。

事業の背景・目的にもありますが、内閣府の高齢社会白書において、デジタルを活用したコミュニケーションにより、多くの高齢者の方は生きがいやつながりを実感できるというふうにされております。また、都のスマホ体験会、相談会にご参加いただいた高齢者の方から定期的に相談をしたいというご要望でしたりとか、反復学習ができる場が欲しいといった声が寄せられていることもありまして、デジタルの活用支援だけでなく、高齢者の社会参画やQOL向上にも寄与する、身近な施設等でいつでもデジタルについて相談し、交流できる環境整備というものを目指して実施されたものとなっております。

本事業の概要となりますが、左下の絵にもありますとおり、いつも同じ場所で困ったときに相談ができる環境を整備するということで、常設のスマホの相談会会場を設けるというものと、右側にありますスマホの相談をきっかけに利用者間の交流を創出するという交流の場の事業というものの二つがございます。

その右にもありますとおり、常設の相談会につきましては同一会場で週3回以上開催をすることとしておりまして、交流の場につきましては、スマホの相談はもちろんのこと、

高齢者同士の交流促進につながるプログラムというものも併せて実施しております。次、お願いいたします。

次に、行政手続に係る都民等のデジタルデバインド是正事業についてでございます。こちらは、これまでご紹介した事業と異なりまして、高齢者や障害者等のコミュニティーを対象とした事業となっております。こうしたコミュニティーにおけるデジタルデバインド是正のモデルというものを区市町村の方と連携して創出いたしまして、そのナレッジをガイドラインとしてまとめるとともに、他の区市町村に横展開をすることで区市町村主体のデジタルデバインド対策の取組というものを支援することを目的としてございます。

このように、コミュニティー、特にリーダーの方に対してプログラムを実施することで、デジタル活用をきっかけとしたコミュニティー活性化を図ることができるとともに、デジタル化に積極的でない潜在層の方へアプローチすることが可能なるため、高齢者や障害者等のコミュニティーを対象をしています。

本年度の取組ですが、さきに述べましたガイドラインのほうは令和4年度に既に作成済みという形になっておりまして、このガイドラインを他の区市町村様のほうにも横展開いたしまして、事業構想から振り返りまでの一連の流れを支援させていただくとともに、人的支援を行うことで、区市町村主体のデジタルデバインド対策を支援していくものとなっております。また、併せて、実施結果を基にガイドラインのブラッシュアップも図ってまいります。次のページ、お願いします。

次に、こちらは令和4年度に実施いたしました具体的な取組について、簡単にご紹介させていただきます。

まず、板橋区の例になります。こちら、板橋区のほうでは認知症カフェの支援をいたしました。板橋区の認知症カフェでは、コロナ禍における対面での活動が制限されていることにより、認知症カフェそのものの運営ですとか、認知症カフェ同士の集まりの実施が困難になっていたということがありまして、デジタルを用いた運営の検討が必要となっておりました。しかし、認知症カフェの参加者というのはやはり高齢者の方が多く、デジタルツールへの苦手意識が高かったことから、カフェの運営者側もデジタルリテラシーにばらつきがあったということもありまして、なかなか活用が進まなかったというところでございます。

そこで、こういった問題を解決するために、認知症カフェの運営者と利用者の両者に対してデジタルに対する苦手意識を払拭していただき、オンラインでのコミュニケーションを促せるようプログラムを実施することといたしました。具体的には、タイトルにもあります「画面越しに「はじめまして！」 わくわくオンラインコミュニケーション」というテーマを設定し、区内五つの認知症カフェに呼びかけをいたしました。そして、お絵描きを題材といたしまして、Z o o mで複数のカフェと連動させた合同イベントというものを開催いたしました。

運営者の中には、ほとんどZ o o mの利用経験がない方やホストの経験がない方などい

らっしゃいましたので、Z o o mの基本的な使用方法を記載した資料を用意いたしまして体験会を開催いたしました。

また、参加者の方に対しては、オンラインという響きで少し遠慮してしまうことがないように、気兼ねなく参加できるような旨のチラシ等を作成いたしまして、参加を呼びかけたところでございます。その結果、計52名の方にご参加いただきまして、オンラインコミュニケーションの楽しさというものを知っていただくことができたというものになります。次のページ、お願いします。

次に清瀬市の取組となります。清瀬市では、スマホを保有していない視覚障害者の方で市のホームページ等から情報を取得することができないという方が一定数存在しておりました。また、そうした視覚障害者の方への支援を検討している市内大学のボランティアグループというのが視覚障害者の方に対するサポートという経験がなく、適切な支援方法が分からないといった現状がございました。

そこで、障害者の方にデジタル機器に関する興味関心を持っていただくとともに支援者がサポートの仕方を理解できるよう、視覚障害に関する知識を体系的に学ぶ内容を支援プログラムとして実施することといたしました。具体的には、「スマホって楽しくて便利だね！はじめてのスマホ教室」と題しまして、支援者のリーダーと視覚障害者の方々がグループを組み、講師スタッフから講義を受けつつ、支援者のリーダーにはスマホの基本操作等、講師スタッフからの説明や操作方法をサポートしていただくことといたしました。

その結果、計12名の参加者、計3名の支援者、リーダーにご参加いただき、参加者はスマホの使い方を、支援者は視覚障害者の方に対するサポートの仕方というものを学ぶことができたという取組になります。次のページ、お願いいたします。

最後、五つ目の取組となりますが、T O K Y Oスマホサポーター制度についてでございます。こちらは、日頃からスマホを使い、その便利さを知る方がデジタルに不慣れな方に寄り添いまして、スマホに関する困り事の解決に一緒になって取り組むことで身近な地域での支え合いにつなげる取組です。具体的には、下の図のように、元気な高齢者の方や学生の方等、多様な人材にサポーターになっていただきまして、スマホ教室や相談会等において活動していただくものとなっております。次のページ、お願いいたします。

こちらが具体的な活動状況の様子でございます。研修を修了したサポーターの方は、都のスマートフォン相談会等で活動を開始しておりまして、一人一人と親身にコミュニケーションを取りながら、相談者と一緒になって問題を一つずつ解決しているところでございます。実際に参加したサポーターの方からは、「『ああ、そういうことだったのか』と、悩みが解決できて目の前で喜ばれている姿を見ると本当にうれしい気持ちになる」といった声ですとか、「『来てよかった』という相談者さんの笑顔がエネルギー源になっている」、そのような声をいただいております。

詳しいインタビューの内容は、資料の右下にありますQRコードの先にもありますので、後ほどぜひご覧いただければと思います。次、お願いいたします。

なお、今回、区市町村の方や社会福祉協議会の方もご参加いただいているということで、ちょっと宣伝になってしまうのですが、こちらの専用Webページのほうからエントリーをし、オンラインによる講習を受講することでスマホサポーターになっていただくことができます。修了者の方にはオープンバッジを発行しておりまして、こちらの証明をもってサポーター活動ができるようになっております。

下にありますとおり、スマホ操作などにお困りの、より多くの高齢者等を身近な地域で支援をするために、東京都では今年の12月までに1,000人のサポーター育成を目標としています。ぜひ、幅広いご周知等をしていただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

少し長くなってしまいましたが、私からのご説明は以上とさせていただきます。ご清聴いただきましてありがとうございます。

○小林部会長 ありがとうございます。興味深いご報告をいただきました。

それでは、ご意見、ご質問のある方は自由に手を挙げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

室田委員、どうぞ、お願いします。

○室田委員 お願いします。

じゃあ、質問させていただきます。とても興味深い取組ですし、実際に地域レベルでもデジタルデバйд解消に向けたような取組というのは、コロナ禍で加速してきたように思っています。

あまり水を差すという意味ではないのですが、スマホ利用がどんどん増えるということは、それだけリスクも伴うものなのかなと思っていて、いわゆるスマホ依存とか、インターネット依存とか、それによる課金による浪費であったりとか、あとは情報漏えいの問題とか、あとはネット詐欺みたいなことのリスクも高まってくるんじゃないかなと思っていて、こういったアクセスを高めるということと同時に、そういった利用・活用に関する啓発なのか、教育なのか、そういったことも同時にお考えなのか、教えていただければと思います。お願いします。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 ご質問いただきましてありがとうございます。

まさに、おっしゃられたとおり、スマホの利用が増えることによって起きるリスクや被害というものもあると認識しております。その辺りに関しましては、やはり高齢者の方ですと、特に詐欺でしたりとか、そういったものにも巻き込まれるというリスクもありますので、そうした被害を防ぐための内容を教材にもきちんと明記しております。また、課金が起きないような注意喚起などについても明記しております。

なお、体験会の教材及びスマホサポーターに対する教材は警視庁とも連携して作成しております。

○室田委員 ありがとうございます。

○小林部会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

二人、手を挙げていらっしゃるね。森委員のほうからお願いいたします。

○森委員 東京都社会福祉協議会の森です。

ご報告ありがとうございました。1点、少し感じましたのが、高齢者、障害者の方がスマートフォンに慣れるほうのアプローチは非常に取組として進んできたんだろうというのはあるんですけど、逆にまだまだ例えば認知症高齢者の方などは6月に認知症基本法が成立した中でも、認知症になっても通常の日常生活を送れるように環境の方を本人に合わせていくことを目標にしていこうというような流れがございます。

実際に、私どもの事業の中でも、やはりネットバンキング等が進むことによってなかなか金融機関とかの利用が難しくなっている認知症の高齢者等も出てきています。

そういった中でデジタル側のほうでも高齢者、障害者の側に合わせていくという視点も必要で、そういった方が取り残されないようにというような視点も少し必要なのかなと思って発言させていただきました。

○小林部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 今のご質問にお答えする形で。

○小林部会長 お願いします。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 すみません。前提として我々は行政手続のデジタル化の両輪としてデジタルデバイド対策を行っております。

行政手続をデジタル化、使いやすいような形にするとともに、デジタルデバイドを解消して、より都民全体のQOLを向上させていくという目的ありますので、そちらの行政手続のデジタル化において、手続きを円滑にできるような取組を併せて行っているところでございます。

○小林部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

熊田委員でしょうか、手を挙げていらっしゃるようです。

○熊田委員 武蔵野大学の熊田と申します。

まずは、非常に興味深いご報告ありがとうございました。私も森委員と被るところがあって申し訳ないんですけども、実際にこういったものを使って生活の幅を広げていくということは非常に重要ですし、またそういうことはどんどん推進していく必要はあるんだと思うんですけども、一方で、こういうことにつながらない高齢者というのもやっぱりいらっしゃると思いますので、そういうところにどう幅を広げていくのが重要であると思いました。

それこそ、まさにこういうデジタルデバイドを使いながら何かアプローチというのができるといいのではないかなと思いつつも、特にやはり使えない人たちのほうが実はもっと使えるといいんだということは実際にあると思いますので、そういうところで今回のご報

告を伺いながら感じたところではございます。感想となりますけど、お許してください。

○小林部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 ありがとうございます。こちらの事業の中でいいますと、行政手続に係る都民等のデジタルデバインド是正事業というものが、高齢者や障害者等のコミュニティーに対して行う施策であるとお説明いたしました。

コミュニティーを対象としている理由としては、まさに今おっしゃっていただきましたとおり、デジタル化に積極的ではない潜在層の方にリーチできるためでございます。そういった方たちというのは、なかなか教室を開いても参加いただけないというところがありますので、コミュニティーのリーダーの方を通じて、デジタルデバインドの対策を進めることでそういった潜在層の方にもアプローチできると考え、本事業を行っているところでございます。

○熊田委員 ありがとうございます。

○小林部会長 ほかにはよろしいでしょうか。

では、私から感想を二つほど。一つは、伺っていて、コミュニティーという言葉を使っているんですけども、これはスマホコミュニティーができるということの意味するのか。以前は使っていなかった方もスマホを覚えれば、むしろそこでネットワークというか、コミュニティーができてくるという、そういう効果があると考えていいのかということが第1点目で、先ほども森委員の質問にもありましたけれども、むしろ認知症の高齢者の方も簡単にぼちぼちとやれば、そこにいない人とつながることができるわけですから、そういうコミュニティー形成という意味があるんじゃないかと思ったというのが第1点です。

それから、第2点はサポーター養成とおっしゃっています。これは多分、今のところ自治体でもこういうサポーターとか養成はやっていらっしゃるような気もするのですが、自治体、あるいは他のいろんな団体と都が養成している、こういうサポーターの方の関係というのはどうなんだろうかと、2点について伺いいたします。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 ありがとうございます。まず1点目につきまして、そのスマホコミュニティーと言いますか、そういったコミュニティーができるかというお話がありましたが、こちらはやはり高齢者のQOL向上のためのデジタル活用支援事業という3番目にご紹介させていただいたものですね、こちらにもありましたとおり、デジタルを活用したコミュニケーションにより、多くの高齢者の方というのは生きがいやつながりを実感するという結果が内閣府の調査結果で出ております。

我々としみしても、そのスマホの相談を通じた交流の場というものを設置いたしまして、そういった形でスマホをきっかけにコミュニティーや交流を生み出すという事業も行っているところでございます。

2点目になりますが、スマホサポーターに関して、他の自治体でもやっていらっしゃるところがあり、そういったところとの違いは何かというご質問かと思いますが、我々が

行っているTOKYOスマホサポーター制度は、先ほど申し上げましたとおり、オンラインで受けられる講習がございます。

その講習の中には、スマホの知識はもちろんのこと、高齢者の方に教えるという観点を踏まえておりまして、「タップ」や「スワイプ」といった言葉を使わず、「すうっと動かします」といったように、どのように教えたらわかりやすいのかや、高齢者の方にどのように接したらいいのかといった具体的なところを講習の中で受講できるという点で、各自治体様が行われているものと違う点があるのではないかと考えております。

○小林部会長 ありがとうございます。

これでよろしいでしょうか、時間が参りました。

それでは、興味深いお話を伺いました。ありがとうございます。

○宮谷デジタルサービス推進部事業推進担当課長 ありがとうございます。

○小林部会長 それでは、2番目のご報告を伺うことにいたします。主な若者支援施策についてです。説明者は生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長、山本理課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本都民安全推進部若年支援課長 生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長をしております、山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料のほう、次のページにお願いします。

今ご覧になっていただいておりますが、都庁各局では福祉局をはじめ、産業労働局であるとか、様々な若者を支援する施策を実施しております。本日は、生活文化スポーツ局の若年支援課で行っている主な施策ということでご紹介させていただければと思います。

まずは、今スライドで見えております、東京都子供・若者支援協議会と東京都若者総合相談センターについてでございます。子ども・若者育成支援推進法がございますが、こちらでは13条に、相談に応じて関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供また助言を行う拠点として子ども・若者総合相談センターを確保するよう努めると規定されておまして、また19条では、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることで効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者支援地域協議会を置くように努めると規定されておまして、都道府県また区市町村に対して相談センターと支援協議会の設置を促しております。

これも若者の抱えている問題は複雑で多様なことが多いので、この下の図にございますように、各関係機関が連携して困難を有する子供、若者に対する支援の効果的かつ円滑な実施を目指しております。次のページ、よろしいでしょうか。

これは東京都子供・若者支援協議会のメンバーとなっております。左は代表者会議で、右は実務者会議というイメージなんですけども、各関係機関様々、保健・医療、福祉、教育、矯正・更生保護、雇用、民間支援団体も含めまして、様々な機関が連携しているというものでございます。次のページをよろしいでしょうか。

この東京都子供・若者支援協議会の概要でございますが、代表者会と連絡調整部会と

いうものを持っておりまして、代表者会議では構成機関相互の情報交換であるとか、連絡調整、また構成機関相互の連携協力を行っておりまして、また連絡調整部会では事例検討などを皆さんで行ったり、関係機関相互の情報共有、連携共有、ネットワーク化といったものを図っております。次のページ、よろしいでしょうか。

相談センターであるとか、地域支援協議会の設立に向けて、東京都のほうでは補助事業を行っております。

2番の補助対象事業をご覧くださいますと、(1) 地域の実情に応じて、子供・若者やその家族等からの相談を継続的に受け付ける体制であるとか、(2) の子供・若者を自立に繋げ支えるための支援事業を行う場合、3番をご覧くださいますと、1自治体当たり600万円ということで補助率2分の1となっておりますが、補助事業として行っております。

2番の、すみません、(2) の※のところ支援事業例を載せておりますけども、居場所事業であるとか、子供、若者の家族等に対する支援事業等々、様々な事業を対象としておりまして、区市町村に対して補助しているものでございます。次のページ、よろしいでしょうか。

東京都のほうも支援協議会を持ち、また総合相談センターを持つようにということで東京都の場合は若者総合相談センター、通称「若ナビα」を持っております。

この設立経緯でございますが、当課で運営しております東京都青少年問題協議会というところがございまして、この青少年問題協議会で意見具申がございまして、18歳未満の若者は児童福祉法や学校教育法といった受皿がたくさんあるのですが、18歳以上になりますと、大学進学、また就職などで世間に投げ出されフォローする窓口が激減すると。そのため、早期の対応が遅れてしまえば、ひきこもり、ネット心中、無差別犯罪まで至って初めて顕在化することがあると。早期に若者をフォローするための相談窓口が必要とのことでの設立に至った背景がございました。

事業概要といたしましては、社会的自立に困難を抱える若者からの相談の一時的な受皿として就労や保健、医療など適切な支援につなぐことにより、若者の社会的自立を後押ししております。

相談ツールといたしましては、下のほうに記載がございますけども、電話、メール、LINEが基本でございます。あと、必要に応じて面接相談も行っております。

相談時間は月曜日から土曜日までの11時から23時まで。今年の12月からはチャットボットを使った相談も開始する予定となっております。次のページ、よろしいでしょうか。

この下の絵をご覧くださいますと、若ナビを理解しやすいかと思われます。一時的に受け止めて教育、雇用、保健・医療、更生保護といった関係機関につないでいくイメージでございます。次のページ、よろしいでしょうか。

こちら、若ナビのリーフレットでございますので、後ほどご覧いただければ、分かり

やすく記載しております。次のページよろしいでしょうか。

これもリーフレットですね、裏面になっております。次のページ、よろしいでしょうか。

あと、当課では地域の支援機関を検索できるポータルサイトも持っております。東京都青少年問題協議会の意見具申がございまして、若者への支援に関する情報を総合的に集約し、若者や家族にとっても、また支援機関にとっても最適な相談支援機関等を容易に見つけることができるポータルサイトの構築が急務だという意見具申がございまして構築した経緯がございまして。通称名「若ぼた」と申します。「若ぼた」で検索するとヒットしますので、一度ご覧になっていただければと存じます。

現在、252の支援機関の情報が掲載されておまして、またそれぞれの支援機関は関係者ページにログインすれば、他の支援機関につなぐ際に有用な情報を参照できるようになっております。次のページ、よろしいでしょうか。

若者応援プロジェクトと申しまして、コロナ禍における孤独・孤立対策の一環として、昨年度からこのようなプロジェクトも展開しております。悩みや不安を独りで抱え込んでいる若者に向けまして、地域のサポート団体への相談を後押しするプロジェクトとして展開しております。こちらの特設サイトも、一度のぞいていただければ幸いです。

支援団体を利用した利用者の声といったものとか、支援団体からのメッセージなども掲載して、また体験談なども掲載しておまして、相談への垣根を下げる工夫をしたつくりとなっております。

本日、この若者応援プロジェクトのプレスリリースを行いまして、都庁のホームページのトップページにはもう掲載されておりますが、11月に本プロジェクトの今年度のアンバサダーであるタレントの井上咲楽さんをパーソナリティに迎えまして、ラジオ番組を行いますというリリースです。

若者支援を行うサポート団体と一緒に若者の悩みに寄り添うラジオ番組として、毎週火曜日、11月に放送してまいります。若者に向けて抱えている悩み、不安を募集して番組内でお答えしますよといった内容となっております。

以上、雑駁ではございますが、当課で行っている若者支援施策をご紹介させていただきました。ありがとうございます。

○小林部会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見がございましたら手を挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、ご意見を伺う前に、この仕組みはもう発足して動き出しているということですか。

○山本都民安全推進部若年支援課長 仕組みとは、どの仕組みでございましょうか。

○小林部会長 この分野のことを承知していないので恐縮ですが、例えば協議会ができて、それで体制整備事業が始まって、自治体に対する東京都の若者総合相談センター「若ナビα」という、これはもう動き出していると。いつからこの仕組みというのは動き出している。自治体レベルではもうこういうところは動き出しているのでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 若ナビ自体はもう何年か前から。

○小林部会長 何年も前から出来上がっている。

○畑中生活福祉部企画課長 出来上がっております。

○小林部会長 そうすると、もう幾つかの自治体ではこの仕組みを持っているということでもよろしいですか。

○畑中生活福祉部企画課長 東京都は持っていますが、各自治体が持っているかはちょっと山本課長に確認しないと分からないですね。

○小林部会長 すみません、その辺の設置状況をちょっとご紹介いただければと思います。山本課長、よろしくお願いいたします。

○山本都民安全推進部若年支援課長 現在、子供・若者地域支援協議会、各関係団体で連携して効果的に支援していきましょうという協議会につきましては、都内は7区3市。区部は港区、新宿区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、葛飾区、3市が立川市、調布市、国分寺市で協議会を立ち上げていらっしゃいます。

また、子ども・若者総合相談センターにつきましては、7区3市で、区部は品川区と大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、葛飾区の7区でございます。市部は、八王子市、府中市、調布市という現状となっております。

これを促進するために我々は補助事業を持っております、各区市町村に対してぜひ総合相談センターを立ち上げてくださと支援協議会を立ち上げてくださというアプローチを行っております。

○小林部会長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

浦田委員、どうぞお願いします。

○浦田委員 文京区社会福祉協議会の浦田です。よろしくお願いいたします。

貴重なご報告をありがとうございました。こういう仕組みがいろいろあるんだなということは勉強になったんですけれども、私たちのほうでも、若ナビさんはケースで連携をさせていただくこととかはあって、特に非行の問題とかのお子さんとかが若ナビさんに相談が行って、そこから市区町村社協にという流れで私たちのほうで関わったことは何ケースかありますが、市区町村圏域で若者支援にしっかり取り組む必要が本当にあるなと思ってます。子どものうちから子供食堂とか学習支援を通してつながってきて、18歳を超えても関わりが必要な方がいた場合、そこから都の管轄につなげるというわけにはいかないので、市町村単位での支援の仕組みをつくりたいなと思ってます。センターの設置状況というのを伺いできて、文京区はやっていないなと思いながら伺っていたんですけど、実際、文京区の中でそういうお金をつけたいんだけど、そもそも18歳以上の若者を所管している部署自体がないというのが現状で、こういう予算措置があるんだけど、どこの所管がこれを予算として使うかといったところがいつも決められないという状況に現在はあるようですが、その18歳以上の支援をするセンターを配置する所管を持っている自

治体というのは、どれぐらいあるのかをお伺いしたくてご質問いたしました。

○小林部会長　お願いします。

○山本都民安全推進部若年支援課長　よろしいでしょうか。それは、まさにこの補助事業を推進していくに当たって、所管がないというところが多いですね。すみません、どこがあるかというのは、把握していないですけども、国のほうでこども大綱が今年の12月に出ますよね。こども計画が各市区町村でもつくれるようになるので、そのこども計画は、子ども・若者計画とか子供子育て計画とか、いろいろな計画を包含するというか、横串をさしてつくる形になっておりますので、区市町村においてもこども計画の策定部署が決まれば、そこにアプローチすればいいのかと思っております。

○浦田委員　なるほど。勉強になりました。よかったです。ありがとうございました。

○小林部会長　生活文化スポーツ局の自治体版をどこが手がけるかですね。

ほかは、いかがでしょうか。

内藤委員、失礼しました。お願いします。

○内藤委員　内藤です。お世話になります。

若ナビのこの集団のセンターというのは東京都が中心でしょうけど、やっぱり国分寺にもこういう力を入れてと言うんですけど、民生児童委員連合会でもこの話はよく出てきて、我々も民生委員の取組として、児童から、高齢者もですけど、若者に対しての取組がやはりこういうセンターがないとなかなか難しいところがあるんですけど、今、孤立の方とかいろんな生活困窮の方とかいろいろ犯罪に巻き込まれたとか、それから薬物依存とか、もういろんな悩みを抱えていると思うんですけど、その家族もまた悩んでいると思いますので、そのご家族がまたこういうところで相談されるというのはとてもいいことだと思いますので、ぜひこれを広めていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○山本都民安全推進部若年支援課長　ありがとうございます。

○小林部会長　ありがとうございました。これをぜひ進めていっていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

枝村委員、お願いいたします。

○枝村委員　立川市社会福祉協議会の枝村です。本日はありがとうございます。

先ほど紹介がありましたように、立川市は子供・若者支援地域協議会を設置しているので、ちょっとどんな状況かという実情を共有させていただけたらと思います。ネットワーク会議ということで、パワーポイントの1ページ目に示していただいた、いろいろな福祉、教育、保健・医療だったりとか、あと更生保護とかのメンバーが集まってやっております。

もう設置して随分たつんですけども、特徴的なのは通信制サポート校の参加がとても多いんですね。立川は駅の周辺にたくさんそういう学校があるということもあるかと思

ますが、それらの学校とも一緒にやれているというのがとても意義深いなというところ
です。

例えば、今、定着している事業としては、年に2回実施しているんですけども、学校
を選択する相談説明会みたいなことをやっていて、そこにこのネットワークメンバーがみ
んな乗り入れる形で、ちょっと私としても画期的だなと思ったのが、都立高校も参加して
いれば、通信制サポート高校も参加していれば、そこに私どももそうですけれども、相談
機関もちょっとブースを置かせていただいていたみたいな形で、本当に公的な機関と民間の機
関が乗り入れてやれているというのがあります。

それから、定例で研修会をやっているんですけども、私たち社会福祉協議会も研修
の1コマをいただいて、例えばですけども、地域ごとにグループに分かれるワークショ
ップを展開することで、実際に研修で課題に挙げたことを地域で実践活動につなげられ
るというようなとても貴重な機会になっています。

この機会で実際に、現在、地域福祉アンテナショップという多機能の拠点を設ける前
例にもなったというか、そういった活動を積み上げてそこが拠点になったということもあ
ったりしていますので、いろいろな後ろ盾になったなというふうに今、改めて再確認をし
た次第です。

ちょっと状況を共有させていただきました。ありがとうございます。

○小林部会長 ありがとうございます。若者支援のところは、ここのところで何か仕組み
ができてくると、地域とつながる可能性があるということですね。すごく重要な仕組みに
なっているということが分かりました。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

森委員、どうぞお願いします。

○森委員 東京都社会福祉協議会の森です。貴重なご説明をありがとうございました。

ちょうど先月、都内の区市町村の社会福祉協議会の役員と局長さん向けの研究協議で、
「若者支援」というテーマで少し勉強させていただきました。

おっしゃっていただいた調布が、ちょうど社協が子ども・若者センターを運営しており
まして、あと、千代田区と大田区の事例を学び合いました。そこで感じたこととして支援
されるだけではなく若者が活躍できる地域が大切ということがあります。それをふまえて
今日の最後のスライドを拝見すると、若者支援ではなくて若者応援という言葉を使ってい
らっしゃいました。とてもいいなと思っております。

生きづらさを抱える方たちを支援するために取り組まなきゃいけないことが多くありま
すが、それプラス、やはり区市町村で地域福祉計画づくりにおいても、若者たちが地域の
活動に参加したいけど、なかなか入っていけないというところがあります。そうしたこと
から、生きづらさを抱えるという人だけをくくるのではなくて、若者全体が地域で活躍で
きるという視点も大切かなと思ひまして、この若者応援という言葉がとてもいいなという
ふうに思いました。少し感想めいたことで恐縮です。

○小林委員長 ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、この課題は、また多分今後深めていくというか、これからいろいろディスカッションしていただくことになるかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

課長さん、ありがとうございます。

○山本都民安全推進部若年支援課長 本日はお時間をいただき、誠にありがとうございました。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、本日最後になりますが、実証研究から見える若者の苦悩とその社会的背景についてということで、ご講演いただきます。

ご講演いただきますのは、公益社団法人東京都医学総合研究所社会健康医学研究センターの西田淳志センター長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○西田センター長 よろしく願いいたします。声、聞こえますでしょうか。

○小林委員長 大丈夫です。

○西田センター長 ありがとうございます。

今日は、こういった機会をいただきましてありがとうございます。ご紹介いただきました東京都医学総合研究所の社会健康医学研究センターの西田と申します。

本日は、私どもの若者を対象にした研究等から見えていることについて、研究成果を共有させていただければと思います。それでは、次のスライドをお願いします。

私どもの研究チームは、様々な社会医学的な研究を行っているんですけども、その中で一つの重要な柱としては、多くのお子さんたちを生まれたときからできる限り長期にわたって追跡して行って、どういう発達期に、どういう社会的環境に恵まれると、どういう生涯影響があるのかということを検討する長期的な追跡研究というものを行っています。

そういった研究で、世界で最も追跡の期間が長いものとして有名なのが、イギリスの1946年に開始された出生コホート研究でありますけれども、私も、このイギリスの出生コホート研究のチームに十数年前におりまして、このプロジェクトに参加しておりました。

この研究は世界的に有名ですけれども、Natureなどにも度々取り上げられておりますが、出生したお子さん5,000人ぐらいを70年以上、73年にわたって追跡をしておりまして、そういった生涯にわたる詳細なデータを分析しながら、英国の教育施策ですとか、保健医療施策にかなり影響を及ぼしてきたという有名な研究であります。

右側にあるのは70歳のときに、その参加者の一部が集まってパーティーをやった絵ですけれども、今は認知症の研究が大事なトピックになっているということですね。人生の上流のどういう環境要因が、晩年の認知症に関わるのか。また、晩年の幸福を支える要因は何かという研究もなされています。

私は、十数年前ですけれども、特にこのイギリスのデータを使って、思春期のどのような環境が高齢期の人の幸福感を支えるのかというような研究を行ってまいりました。

結論を申しますと、思春期のメンタルヘルスとか、思春期の幸福感というのは、数十年にわたる人の幸福感の源となるというんでしょうか、基盤となるということが明らかになっています。それだけ思春期のメンタルヘルスや幸福感を支える環境要因というものを、きちんとエビデンスに基づいて見いだして、それをプロモートしていくことが重要だということになります。次のページをお願いいたします。

それで、私どものほうでは、都内でイギリスと同じようなやり方で長期の追跡研究を進めております。三つの都内の自治体の協力を得まして、10年前でしょうか、10歳のお子さん約3,000人を追跡対象として、現在20歳のところまで追跡調査をしております。この間、4回、5回、追跡調査を行ってまして、高い追跡率を維持しております。

このコホート研究、追跡研究というのは、科学的な信頼性、妥当性という意味で、データが抜けないようにしていくということが非常に大事ですので、脱落を防ぐということが非常に重要になります。

都内で普通にやっていきますと、大体、10年追跡しますと、恐らく40%ぐらいまで追跡率が下がってくると思いますけれども、私どものほうでは他府県に移動した方をそれぞれ個別に訪問調査させていただいたりとか、毎年の誕生日にそれぞれに手書きのバースデイカードを送ったりとか、そういうようなことを続けながら協力していただいている若いお子さんたち、ご家族との信頼関係を継続しているというような状況でございます。

こういったデータが集まってきており、20歳までデータが集まってきてまして、16歳のところまで約5,600項目ぐらいの環境や発達に関する情報が収集されてきているという状況がございます。

この16歳の4回目の調査のところで、ちょうど真ん中でコロナが発生しました。そういうタイミングもありまして、コロナの影響ということについても、かなり緻密な分析ができたということで、それについても次のスライドでご紹介したいと思います。お願いします。次のスライド、お願いします。

ちょっと見にくいかもしれませんが、つい先日バブリッシュしたのですが、このコホートを追跡していったときに、コロナの影響で男の子、女の子、どの程度、メンタルヘルスに影響を受けたかということを示したものです。

結論を申し上げますと、左の男の子のほうですね、男子のほうはコロナによる影響、ストレスの影響があった、メンタルヘルスに影響が顕著にあったということで、女子のほうは我々のデータからは、ほぼ影響が見られなかったということです。

ここでは直接的にお示ししておりませんが、女子に関して、より詳細に分析をすると、女子のグループでは学校が閉校になった時期がありましたけれども、その時期に顕著にメンタルヘルスが改善しているというんでしょうかね、非常によくなっているということも科学的には明らかになりました。

日本はほかの国に比べて、学校の閉鎖期間というのは短かったわけなんですけれども、女子では学校が閉鎖されている期間のほうはメンタルヘルスがよいということですので、

逆に言いますと、学校生活で女子の群においては、日頃、かなり日常的なストレスを体験しているということも示唆されたということでもあります。次のスライドをお願いします。

コロナの影響もありまして、コロナ後も引き続き、若者の自殺の問題ですとか、不登校の問題ということが過去最多というような報道が連日なされていますけれども、そういったことを防ぐために、様々な場所で、子供たちに、困ったときにSOSを出しましょうというような、そういう教育が行われているかと思います。

我々としては、そういう困ったときに相談しましょうというメッセージというのは科学的に妥当なのかどうかということ、縦断データによる解析で検証を行ったわけなんですけれども、統計学的に非常に厳密な方法、R I - C L P Mという統計的な手法を使って、個人内の変動というものを厳密に分析する方法によって明らかになってきたのは、人間というのは、特に若い人たちは、本当に困ったときには相談しようという気持ち、意欲が弱くなってしまうということが実態でありまして、ですから、困ったときに相談しようというってあらかじめ教育したところで、なかなか困ったときには動けないということが明らかであります。

教育の情報の中には、一部、軽くあしらわれることがあるので複数の大人に相談しようというような推奨もなされているそうなんですけれども、困ったときには、実際にそういうことは難しいということですね。ちょっと現実味がないメッセージになっていることが、我々の科学的検証で明らかになっています。

それよりも、まずは、やはり周囲の大人がふだんから子供と積極的にコミュニケーションを取ることで、大人が自然と子供の不調に気づく、子供も自然と大人に相談したくなるような信頼関係とか、そういったものを醸成する機会や場所を築いておくことが重要であって、子供個人に、困ったら助けを求めましょうというのは、あまり効果的ではないというか、科学的には妥当ではないということが分かってまいりました。次のスライドをお願いします。

我々のコホートデータを用いまして、さらに苦しいとき、特に精神的に苦しいときに助けを求める行動というのを取れる、取れないというものを分ける要因というのは何なのかということ进行分析しました結果、そういう助けを求める行動、促すものというものは、そのお子さんの親御さんが、周囲に日常的に積極的に助けを求めるということですね。自分たちの力だけで問題解決しようというストイックな姿勢よりも、いろんな人の力を借りながら問題を解決していくということを親御さんが日常的に行っているということが、お子さんがいざ困ったときに助けを辛うじて求めようとするところに、よい影響を与えているということですね。

もう一つは、子供さんご自身が他者、周りの人たちをよく助けている場合ですね。自分も困ったときに助けてもらえるだろうというふうに思えるということですね。こういうことが分かってきたと。

あとは、子供自身が信頼している人の人数が多いというのも、助けを求める行動を促す

ということです。当たり前のことですがけれども、要するに、子供が平常時から信頼している人の数が多いということが重要、困ったときに何かというのではなくて、平常時にそういう信頼できる人の数を増やしておけるかどうかということがポイントだということです。

あとは、感情的な、情緒的な交流ということですね。よく、非常に一緒に盛り上がれたり、一緒に喜びを分かち合えるような、そういう体験、交流があると、そういう経験があると、助けを求めやすいということですね。そういうことが見えてきています。

一方で、助けが必要なときに助けを求めにくくなってしまう、阻害する要因としては、男性ということですね。男の子がやっぱり非常に難しいということと、細かく分析すると、男の子が持っている性別役割意識というものが非常に影響しているということが分かりました。男たるもの、みたいなものですね。そういうものがかなりこの援助希求を抑制しているということが分かりました。

あとは、先ほども既に申し上げましたがけれども、そもそもメンタルヘルスが少しずつ悪化している場合には、そういう状況で自ら助けを求めるということが難しいということですね。そういうことも分かってきました。次のスライドをお願いします。

今、お話ししてきましたところは、困ったときに相談ができるにはどうしたらいいのかという趣旨でしたけれども、もう一方で、我々は子供たちの幸福感を支える要因というのを網羅的に解析しています。

幸福感というのは、いろんな定義がありますがけれども、我々はWHOのWell-Being index という項目が有名ですがけれども、そういったものを使って幸福感を測定しています。

そういったものを従属変数として、他の要因を網羅的に予測変数として導入したときに、何が最も幸福感を支えているかということを推測しますと、一番強く支えているものは、子供さん自身が周りの人たち、困っている人たちを積極的に助けているという、そういう行動ですね、そういう行動が見られる場合というのは、その子の幸福度が非常に高いということが見えていますし、それから、困ったときに相談できるということも子供の幸福をかなり強く支えているということが分かりました。

あとは、お子さんの幸福感のことを見ているわけなんですけれども、お母さんが困ったときに相談できる人が何人いるかという数によって、子供の幸福度はかなりしっかりと支えられているということも見えてきました。後ほど、ちょっとそれも細かく見ていきますけれども。

あとは、面白いのは父親の育児参加というのも子供の幸福感をどうも支えている。思春期に入るとあまり関係ないんですけど、小児期は特に支えているということが分かりました。この辺は、先ほどの性別役割意識というところにも影響してくる話なのかもしれません。

一方で、そこに少し書いてありますけれども、自分で努力して頑張るという自己制御の力の強さというものは、幸福感とは統計的に有意に関連はしないということ、子供のIQ

も有意に関連しないということ、世帯収入も有意に関連しないということが見いだされています。

すなわち、いろんな資源は必要なんですけれども、幸福感を支える上で非常に重要なのは、やっぱりソーシャルサポートというんでしょうか、子供さんご自身、それから世帯、お母さんに対する社会、地域のサポートというものがどれぐらい多いのかということが非常に重要であるということが改めて示されています。次のスライドをお願いします。

これは、今説明したところになりますけれども、左の図は子供さん自身が困ったときに助けを求められる人の人数ということを答えてくれていて、縦軸が幸福度ということですが、きれいにリニアに上がっていくということですね。お母さんご自身もそうです。右側がお母さんの援助希求、お母さんの困ったときに相談できる人の人数が増えていくと、子供の幸福度がリニアに上がっていくということです。

逆に言いますと、これ、それぞれ相談できる人がいないというところですね、なしというのは、完全な孤立を意味するわけですが、こういうものは非常に幸福感の足を引っ張るということで、孤立の予防や、それからソーシャルサポートをいかに増やしていくかということが、シンプルなことですが、極めて重要であるということが示唆されています。次のスライドをお願いします。

最近、特にヤングケアラーの方々の方々の状況について、国のほうでも調査がなされておりますけれども、私どものコホート調査でも、繰り返し、ずっとヤングケアラーの状況について調査を重ねてきました。

国の様々な調査は、一時点の調査になりますけれども、私どもの調査は継続的、縦断的に調査していきますので、ヤングケアラーの方々がどれぐらいそういう役割を長く担っておられて、どれぐらい深刻なニーズをお持ちなのかということが検証できるわけですね。

世界的にいろいろとヤングケアラーのことは話題にはなっておりますが、イギリスでも縦断データによる解析というのは必要性がいられていますけれども、そんなにきちんとしたデータがないということで、私どものほうは、最近、ヤングケアラーについての縦断データを英語の論文として国際的に発表したところであります。

このデータにつきましては、令和4年度の東京都の受託事業で報告書としてもまとめさせていただいております。子供政策連携室のほうと連携して、まとめさせていただいております。その一部を少しご紹介させていただきます。次のスライドをお願いします。

思春期におけるヤングケアラーの発生頻度ですけれども、国の調査では非常に広く取られていて、8%とか9%という頻度だったかと思いますが、毎日もしくはほぼ毎日世話をしているというふうに回答したお子さんたちというのは、10歳、12歳、14歳、16歳、それぞれの時点で大体3%前後であったということです。

広く取るといいますか、毎日ではなくて週に何回かということであれば、11.7%とかという、そういう頻度になってきますが、毎日世話に関与しているという人たちは3%程度であったということになります。次のスライドをお願いします。

重要なことは、ケアの役割が長期化している子供たちがどれぐらいいるのかということです。これをコホートの中でしっかり見ていくことが重要ですが、長期のヤングケアラーのうち、約4分の3は一過性のケア役割で終わっていたということです。

2. 1%ぐらいの人たちが2時点以上でヤングケアラーの役割を継続しているということでした。結論としては、一時的なヤングケアラーの役割であるということは、生活面や心理面、メンタルヘルスの面においてもあまり大きな影響を統計的には見いだせませんが、一方で、この2. 1%の2時点以上で継続して役割を担っていたお子さんたちの、特にメンタルヘルスの状況が非常に深刻であるということが分かってきました。次のスライドをお願いします。

ケアの役割が長期化しやすい世帯の背景ということですが、これを解析した結果、シンプルなことですが、祖父母、おじいさん、おばあさんと同居している場合は、ケアの役割が長期化しているということが見えています。

一方で、ご兄弟とか、お父さん、お母さんのケアをしているという場合ですかね、ご兄弟がいるということについては、その長期的なケアとはあまり関連しないということで、高齢者の方々、おじいさん、おばあさんのケアに関わると、やっぱりそれは短い期間でなかなか終わっていない、そういうことがお子さんたちのメンタルヘルスに影響を与えている可能性があるということが見えてきました。次のスライドをお願いします。

それから、これは先ほど、口頭で申し上げましたが、ケア役割が長期化しているお子さんたちは、生活面とか、要はあまりはっきりと、ほかのお子さんとは違いは見えてくいいんですが、心理面、特にメンタルヘルス面で非常に差が出ているということです。鬱症状を呈するリスクは13.0倍とか、生きていても仕方がないというふうに回答するリスクが3倍とか、それから自傷行為のリスクが6倍ですかね、それぐらい非常に顕著に高いということです。

ですから、ポイントとしては、そのヤングケアラーの方が、その役割を年単位で長く担わなければいけないときに、やはりかなり深刻なハンディキャップといいますか、メンタルヘルスの課題を抱えられているということが見えてきました。次のスライドをお願いします。

一方で、ヤングケアラーの方々の成長・発達を支えている環境要因というのは何かということも分析してみたわけですが、そうしますと、先ほどから出てきている、子供自身が日常的に助けを求められる人は何人いるかという数ですね、その数が非常に支えになっている大きな要因であるということです。

それから、もう一つは、学校全体の雰囲気というんでしょうか、学校の風土と言ったりもしますが、学校の雰囲気というものが、かなりヤングケアラーの子供たちを支えているということも分かりました。

ここから示唆されることは、ヤングケアラーの子供たちを一人一人抽出して、一人一人に支援するというのも重要な場面もあるんですが、一方で学校が、全体的に子供

の参画を非常に大事にしている学校であったり、子供が自分はこの学校の一員だというふうに感じられているような学校ですね。そういう運営がなされている学校では、ヤングケアラーのお子さんたち、ヤングケアラーの役割を持っているお子さんたちであっても、学校でかなり救われているということも見えてきたわけです。次のスライドをお願いします。

今、ちょっとヤングケアラーのところで、祖父母の方々との同居がやはり長期的なケア役割につながっているということが見えてきたわけですが、恐らくその一端は、やっぱり認知症ということも関わってくるというふうに思われます。

我々の、このコホートのデータの解析からは、認知症に対する偏見、スティグマというものと、地域の、身近な地域の団結力・結束力というものです、というものの関連を分析していますが、地域の団結力・結束力が比較的強いというふうに感じられている方の場合、認知症に対するネガティブなイメージというのが薄いということです。誰かがきっと助けてくれるんじゃないかというふうに感じられる地域では、認知症に関するスティグマは弱いということが分かってきました。

ですから、孤立、疎遠な地域ですと認知症に対する偏見とか恐怖心というのは、より一層強まるという可能性が示唆されているということです。

そういう意味で、昔から、ソーシャルキャピタルということの重要性は言われていますけれども、認知症とともに生きる地域づくりにおいて、やっぱり地域の団結や結束力というものが感じられるということが非常に重要ということが、改めて示唆されたという結果です。次のスライドをお願いします。

いろんなお話をして、少し散漫になってしまっておりますけれども、今現在、このコホートの調査というのは、20歳の調査を実施しています。今後もしできる限り、大体数年置きには、こういう調査を重ねていきたいというふうに思っていますけれども、今、20歳の時点で、大体、みんな大学生とか、仕事を始めた方もいますけれども、そういうライフステージにあります。

ここから、この若者自身が、また新しく家庭を持たれて、新しくお子さんを出産、育児されていくというようなライフステージに入っていくわけです。そういった次世代のお子さんも含めて、今後フォローアップをしていきたいというふうに思っています。次のスライドをお願いします。

それで、我々のコホート調査も、これから25歳ぐらいのところまで、すぐ行くわけなんですけれども、最近の世界的な動向、科学的な動向としては、25歳までは思春期であるということが定義されています。

左はランセットという有名な医学誌ですが、様々な脳科学や発達科学の研究成果に基づくと、思春期は25歳ぐらいまでであるということです。そこまでは、かなり社会的な支援が、ヒトという動物においては重要であるということが改めて分かってきたということです。

右は国際思春期医学会の最近の声明ですが、25歳以下で妊娠、出産をされる場

合には、より強い社会的支援が必要だということも言われております。次のスライドをお願いします。

これは、東京都福祉局の少子部さんのほうと連携させていただいている事業の中で収集したデータですけれども、ちょっと先ほどのコホートのデータとは異なりますが、初産の妊婦さんの初産年齢と、それから虐待のリスク要因となり得るものの累積数ですね。この関係を見ますと、やはり我々のデータでも25.9歳のところに変曲点がありまして、25歳以下になってくると、様々なリスク要因というものが累積されていく。それ以降は、プラトーになっていくということで、先ほどの国際的な論文が意味するところと同じように、やっぱり25歳以下の世帯に対する手厚い支援というものの必要性というものは示唆されているかと思われます。次のスライドをお願いします。

これは、少し分かりにくいかもしれませんが、この初産妊婦さん、25歳以下の初産妊婦さんが、何人頼れる人がいるか、ソーシャルサポートの数があると、産後の鬱病のリスクが減るのかということを示したものです。

見ていただくと分かるように、三人頼れる人がいるということだけでは、まだ産後の鬱病スコアというのは高いんですね。四人以上になってくると鬱症状が下がって、鬱症状のリスクは下がってくるということです。

ですから、25歳以下、初産の女性に対して、やはりソーシャルサポートというのは四人以上必要であるということですね。旦那さんが頼れるとか、お母さんを頼れるとかということだけでも、まだ、1とか2で不十分ということですね。四人以上頼れる人がいる状況をつくって出産に向かうということが非常に重要であるということですね。

そういう社会的環境をどういうふうにつくり出すかということが、産後の鬱の予防、また虐待予防の観点からも、非常に重要であるということが示唆されています。次、お願いします。

先ほど申し上げた福祉局の少子部さんとの連携で、3年前からだったでしょうか、予防的支援推進とうきょうモデル事業というのを進めてまいりました。次のスライドをお願いします。

これは、先ほど申し上げたように、25歳以下の初産の方に様々なハンディキャップが累積することがエビデンスから示唆されますので、そこに集中して支援を投入していくと、そういう事業であります。虐待の予防、また産後鬱の予防なんかも、こういった事業の展開でかなり防げるというものというふうに見ております。次、お願いします。

この事業では、妊娠期から若い妊婦さんたちと信頼関係を非常に強くつくって、生活上の困り事を本人さんのニーズに基づいて解決していくことを進めています。ファミリーサポートワーカーという人材育成をして、その方々が各家庭に頻繁にアウトリーチですね、家庭訪問をして支援していくということです。

従来の狭義の保健サービスでは、いわゆるお乳の出し方とか、ミルクのやり方とか、お風呂の入れ方とかということも大事なんですけど、もっと大事なのは生活の見通しですね、

例えば経済的な見通しが立ちにくいとか、それから時間的なゆとりがないとか、そういうご本人さんの訴えに即して、どういう支援が必要なのかということをごきちんと考えて提供していくということです。

こういうニーズにあったサービスを展開していくことで、出産直後の非常に苦しい時期を、うまく乗り越えていけるような状況をつくり出そうとしているということです。次のスライドをお願いします。

これは、その介入研究で使っているアウトカムですけれども、その若い妊婦さんたちのゆとり感覚というものを評価して、このゆとりを上昇させていく支援を妊娠期から展開していくということですね。何もしないと、ここの右側にあるように、妊娠初期から妊娠安定期にかけて、つわりが収まる頃にちょっとゆとりが増えて、産後に激減するという、こういう推移を描くわけなんですけれども、この産後の多難期に虐待とか産後鬱というのが多発するということです。

この時期のゆとり感覚を、できるだけ高いところにとどめることによって、産後の鬱ですとか、虐待的な行動というものが予防できるようにしているというものです。次のスライドをお願いします。

これは最後のスライドですけれども、今、介入研究を四つの都内自治体と連携して進めています、何もしなかった、何もしないわけじゃないですね。これまでの、通常のサービスを使っている方々のゆとり感の推移というのが、青色の下側の推移です。

今行っている新たなサービスによって、これだけゆとりの得点が高いところで、産後も推移しているということですね。これだけ差が出ますと、産後鬱のリスクもかなり、40%ぐらい下げられるということが分かっています。虐待に関するリスクというの、産後直後は非常に高いので、こういったゆとりの維持によって、そういったことも抑えられているというふうに思います。次のスライド、ありますでしょうか。

これは最後のスライドですけれども、今、世界的に言われていることは、25歳前後までの期間を思春期として捉えて、その時期は社会的なサポートが、より手厚く必要な時期であるということが改めて言われています。

その時期の若者の成長をきちんと支えること、生活を支えることは、次の世代に生まれてくる子供たちの健康や発達を非常にしっかり支えることになるので、若者を支えるということは次世代を支えることだという、そういうキャッチフレーズがNatureなどの科学誌においても、よく見られるようになってきているということですね。

そういう意味で、次世代施策として若者施策ということ、きちんと推進していくことが重要であろうというふうに思います。

ちょっと、いろいろなトピックスに話が散らばってしまいましたけれども、私の報告は以上となります。どうもありがとうございました。

○小林委員長 どうもありがとうございました。大変、興味深い研究、それから情報をいただきまして、いろいろなことを考えさせられました。

では、どなたでも結構ですので、お手を挙げていただいて、ご質問、ご意見を願います。いかがでしょうか。

新保委員、どうぞ、願います。

○新保委員 ありがとうございます。大変学びが多く、示唆に富んだご報告で、感謝の言葉を一言申し上げたく、発言の手を挙げさせていただきました。

全体で、個人へのサポートや介入ということも大切であるけれども、それにも増して、やはり環境づくりですとか、ソーシャルキャピタルがとても重要というようなこともお話しいたきまして、まさにこの委員会、地域福祉計画づくりに関わる委員会ですけれども、今進められている地域づくりや地域共生社会の推進というような取組の中で、みんなが生きやすい、住みやすい環境づくりをすすめることが極めて重要なんだということを、今日、教えていただけたと思っています。

私自身は大学で働いていて、今日、25歳までが思春期というようなお話もあったんですけども、25歳までの人たちと日々接していますので、より一層、若者支援ということもよく考えて、実践していきたいと思いました。

本当にありがとうございました。

○西田センター長 丁寧なコメントをいただきまして、本当にありがとうございます。

先生がおっしゃるとおりで、とかく我々、何々リスクの高い若者を見いだして個別支援するという方向に行きがちなんですけれども、そういうことも場合によっては大事なんですが、一方でやっぱり場というんでしょうかね、個別抽出するんじゃなくて、その環境のほうを改善していくということでしょうか、助けを求める行動を引き出せる環境とか、そういう子供たちの利他的な行動を引き出せる状況とかですね、そういう環境側に働きかけるということが非常に大事で、先ほどの妊婦さんの話もとても重要で、虐待のハイリスクな母親を見いだすというアプローチは世界的に大失敗しているわけですけども、大事なことは、やはりそういう様々な困難を抱えた人たちが助けを求められるような仕組み、環境をどうつくり出すかという社会モデルで考えていくことが極めて重要だというふうに思っております。

先生のまとめていただいたコメントが非常に重要なポイントだと私も思っております。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかは、いかがでしょうか。

では、私のほうから幾つか伺いたいことがあります。よろしいでしょうか。

○西田センター長 願います。

○小林委員長 まずは、スライドを出していただきたいのですが、七つ目の東京ティーンコホートの子供の幸福感を支えるものという……、そこですね。ありがとうございます。

これ、やはり男の子のほうで、やっぱり脆弱かなという気がして気になったんですが、有意差があるということだと思いますけれども、Well-Being indexについて、子供他者援助、子供の援助希求とかとありますが、これは男の子と女の子は同じな

んでしょうか。

○西田センター長 ありがとうございます。面白いポイントなんですけれども、Well-Being indexに関して言うと、これは本当に不思議なことに世界でも言われていますけど、男女差はあまり出てこないんですね。

メンタルヘルスの問題が女性で顕著というのは、世界的にどこでもそうなんですけれども、Well-Beingというのは、その裏返しのように見えるんですが、Well-Beingというのは男女差が出にくいというのがあって、我々のこの解析でも、幸福感に関しては男女差がなかなか出ない、出にくいんですね、不思議なものなんです。

なぜかというのは、ちょっと私もまだ分析し切れていないんですけれども、男の子なりに助けを求められるとか、男の子なりにやっぱり助け合うということでも、十分にそういう幸福感への効果があるということは見いだされているということです。

○小林委員長 ありがとうございます。その次の点を教えていただきたいと思います。

スライド8に、母親の援助希求先の人数と書いてあるのですが、このオレンジの方ですね、これは、父親のような家族の誰かということが入っていないのでしょうか。単純に数を聞いているということでしょうか。

○西田センター長 ありがとうございます。それも、とても面白いポイントでして、これは単純に数を聞いているんですね。

もう一方で、ご主人は信頼できるかとか、いろいろな、家族に対する信頼感も聞いておるんですけれども、結果的には夫が信頼できていなきゃいけないということでもなくて、やはり数が非常に大事ということがシンプルなファクトとしては分かっています。

ですから、逆に言いますと、シングルマザーのご家庭でも信頼できる方が周りに一定数いてくだされば、きちんとそういう幸福は支えられているという可能性があるということです。

○小林委員長 家族の構造ということではないということですね。

○西田センター長 そうだと思います。はい。ちょっと話が飛躍するかもしれませんが、人間って狩猟採集の時代から、ほとんど脳も進化しておりませんので、狩猟採集の時代というのは、1家庭で物事を解決していくということではなくて、もう家庭のバウンダリーを超えたコミュニティとして生存、助け合ってきたという長い歴史がありますよね。そこが我々のデフォルトであって、そういう時代においては家族単体という構造はなかったと思います。

我々のデータからも、要するに家族が、誰が一人目、二人目なのかということに、あまり関係がないことは見えていますので、やはり家族の構造に何か少し特徴があるとしても、それを代替できる支える他者の方がいらっしゃるということであれば、人の幸福感というのは十分に支えられるということが示唆されているんだというふうに見ております。

○小林委員長 ここは、多分、我々が育った時代の考え方と大分違ってきていて、我々が

育った時代は、家族がかなり重要な意味を持っているというように言われていたと思いますが、そうではなくて、外部を含めての数のほうが重要だというのは、とても大切なポイントかと思いました。

それから、最後から二つ目のスライド24のところですが、これを見て、妊娠後期からゆとりがこんなに下がってきて、従来サービスの効果とは全く違う。従来サービスというのは、先ほどおっしゃった保健衛生というか、医療的というか、そのような意味で使われましたでしょうか。

○西田センター長 そのとおりです。基本的には、現在は母子保健の関与が強いと思います。

○小林委員長 そうすると、アーリーパートナーシップというのは、そういう友達を持っていた場合ということなんでしょうか。

○西田センター長 はい、ちょっと説明をそこはすごくはしょってしまっていますが、アーリーパートナーシップというのは、保健師さんも含みますし、それから子ども家庭支援センターのスタッフさんとかですね、そういう方々が、妊婦さんのニーズに基づいて支援をしていくということですね。そういうことを徹底する新しいサービスです。

パートナーとして信頼できる一人ということ、確実に目指していくということの意味しているものですが、そういう信頼を妊娠期に確立するには、相手が困っていることを一緒に解決するという経験が重要ですね。我々がこういうサービスを提供できるから、これを受け取ってくださいじゃなくて、相手が何に困っているかということですね。

若い世帯の多くは経済的見通しが無いということに困っています。だけど、そういうことを聞いても、違うものを提供している、パパママ教室へ行ってくださいで終わっていたものを、一緒に経済的な見通しを立てるためにどうしていいか、すぐに生活保護ということではなくて、キャッシュフローと一緒に考えるだけで相当経済的なゆとりは改善します。

そういうことを、困っているということに対して、きちんと対応していくことで結果的にゆとりも上がるし、信頼関係もできて、この人に困ったときには相談できるという、そういう確信ができていくということですね。そういうサービスを少子部さんの事業として今、展開しているということです。

○小林委員長 例えば保健師さんでもアーリーであればいいということということになりますか。

○西田センター長 保健師さんでも大丈夫です。ですから職種にこだわらないというんでしょうか。職種にかかわらず、要するにその人の困り事から一緒に動けるということですね。

それが非常に重要なポイントです。

○小林委員長 ありがとうございます。

何か全体的に、私は団塊の世代で育ちましたので、本当に変わってきたのかなというこ

とと、それから、福祉の観点から言いますと、先ほどのハイリスクアプローチではなく、ここで言いますと、従来型のサービスではない何か別のモデルがないといけないということをいろいろなデータを使って教えていただきました。多分子供の介護者、ヤングケアラーの場合も、多分同じようなことが共通して言えるのかなということを今日、学ばせていただきました。

大変いろんな情報をいただきまして、勉強になりました。ありがとうございました。

○西田センター長　ありがとうございます。とても重要な総括をしていただきまして、本当にありがとうございました。

私のほうも、申し上げたかったこととしては、ハイリスクアプローチというものは、ユーザーの視点に立ったものではないですね。やっぱりハイリスクアプローチはスティグマをまき散らして、必要な人が支援に到達することを妨げますので、効率的なようで非効率だということは、科学的にもいろいろな分野で証明されています。

ですから、効率的にハイリスク者を見いだすアプローチではなくて、一定の緩やか、スティグマを与えない基準でそういう人たちを包み込んでいけるような、そういう新しい戦略というものが、どの分野でも重要になっている、若者の分野では特に重要になっているというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○小林委員長　ありがとうございました。

それでは、大変興味深いお話を伺いましたが、短い時間になりますが、全体を通して何かご意見、ご質問等がございましたら。まだ、先生方はおられるようですので、お願いいたします。いかがでしょうか。

何か福祉というのは、ちょうどそこに入ってくるのかなと思いますが、福祉もやはり専門化して、どうしても分野ごとに専門化する方向に行きますので、そうではなくて、今の言葉だと寄り添いとか、そういう言葉が出てきていると思います。伴走型とか寄り添い型とか、こういう仕組みをやはりつくっていくないと、課題が起きてからでは、もう遅いということなのではないでしょうか。

課題が起きる前段階のところに何か仕組みをつくる必要があるというようなお話を伺いましたが、これはかなり具体的な施策にも結びつくのではないかなという気がいたしました。

先生方、いかがでしょうか。委員の先生方、いかがでしょう。

よろしいですか。

それでは、今日は三つご報告いただきましたけれども、これを深めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、これで本日の議論を終了したいと思います。

事務局にお返しいたします。

○畑中生活福祉部企画課長　小林部会長、各委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

した。

本日の議事録の確認についてですが、発言をいただきました方々につきましては、後日事務局よりご案内をさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、中間見直しに向けた調査といたしまして、民間の調査委託を実施しております。当初の予定よりも規模を縮小する形となりましたが、委員であります室田委員、森委員にアドバイザーとして入っていただきまして、四つの自治体における「地域資源との連携状況及び体制構築状況に関する調査」、七つの「包括的な支援体制の構築に係る好事例の収集及び分析調査」を基盤としております。

入札不調ということもありまして、期間が短く、大変厳しいスケジュールとなっておりますが、12月に中間報告書の提出をお願いしておりますので、1月に開催するこの部会で、ご報告できるかと思っております。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 6時55分 閉会)